

平成24年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

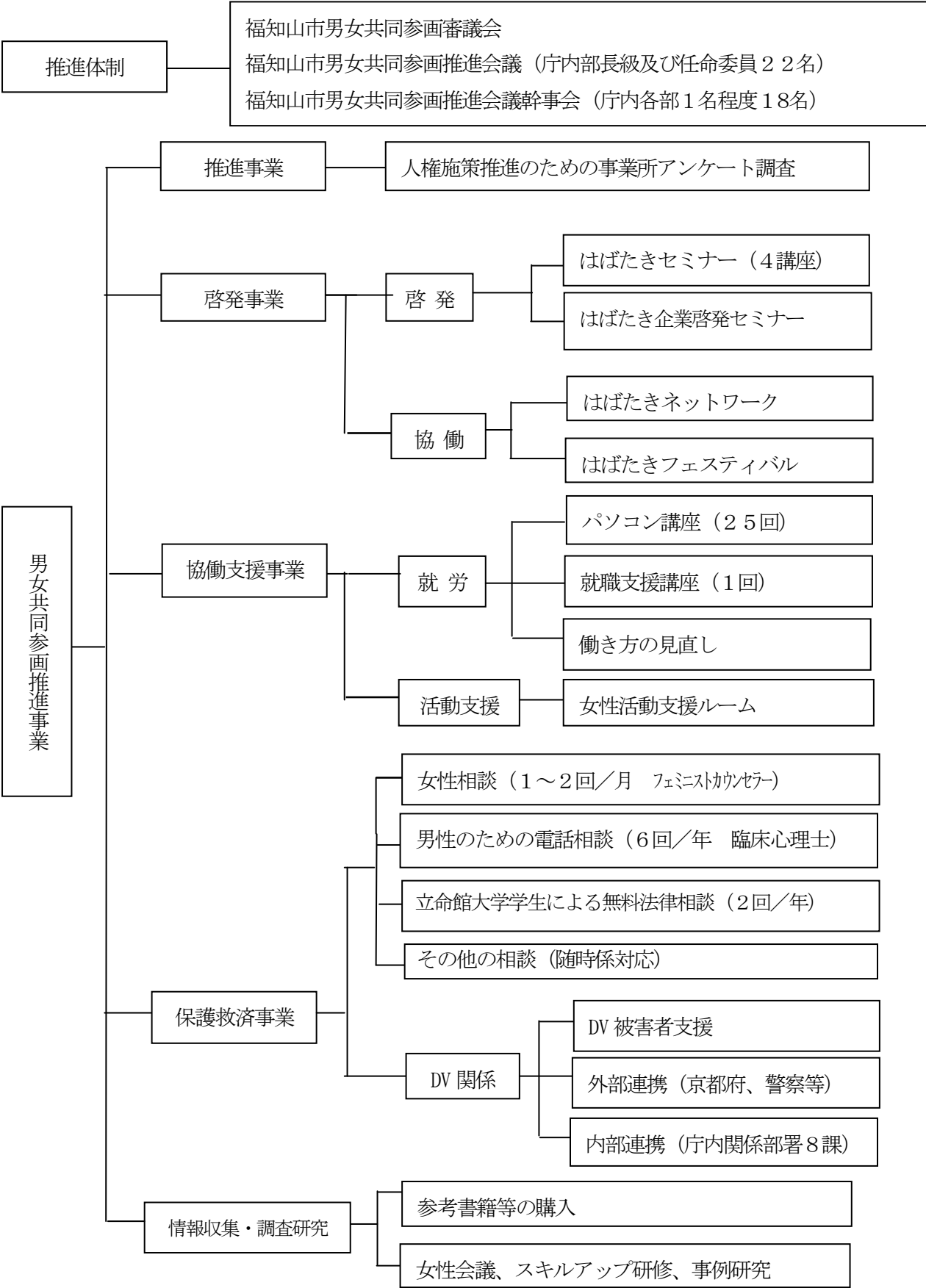
目 次

平成24年度 事業体系図	1
平成24年度 事業概要	4
平成24年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果	24
資料	
審議会等への女性の参画状況調査表	35
重要項目の数値目標に対する実績	38
福知山市男女共同参画推進条例	39
情報誌・啓発資料	41

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(平成24年度)



平成24年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（全4回）		
1	日 時	平成24年5月29日（火）午後7時～9時
	場 所	市民会館25号室 8人
	内 容	① 平成23年度事業報告について ② 平成24年度事業計画について ③ 男女共同参画社会づくりに向けての事業所調査について
2	日 時	平成24年6月12日（火）午後7時～8時15分
	場 所	市民会館35号室 8人
	内 容	① 男女共同参画社会づくりに向けての事業所調査について
3	日 時	平成24年11月20日（火）午後7時～9時
	場 所	市民会館25号室 8人
	内 容	① 男女共同参画社会づくりに向けての事業所調査について ② 男女共同参画社会の形成に向けての意見交換
4	日 時	平成24年12月6日（木）午前10時～11時10分
	場 所	市民会館34号室 9人
	内 容	福知山市男女共同参画推進条例第22条に基づき、審議会委員の任期満了に伴って、委員の改選を行った。（任期：平成24年12月1日～平成26年11月30日） ① 委嘱状交付 ② 副市長との懇談 ③ 正副会長選出 ④ 福知山市の男女共同参画施策について

平成24年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（全2回）		
1	日 時	平成24年5月23日（水）午前10時～10時50分
	場 所	市民会館31号室 16人
	内 容	① 平成23年度事業報告について ② 平成24年度事業計画について ③ 男女共同参画推進会議幹事会任命について ④ 男女共同参画社会づくりに向けての事業所調査について
2	日 時	平成25年2月26日（火）午後1時10分～1時55分
	場 所	市役所301号室 19人
	内 容	男女共同参画推進会議幹事会 平成24年度提言及び活動報告

平成24年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（全9回）		
1	日 時	平成24年5月30日（水）午前9時30分～10時55分
	場 所	市民会館22号室 18名
	内 容	① 平成24年度男女共同参画推進係の取組について ② 平成24年度幹事会の取組について
2	日 時	平成24年6月13日（水）午前9時30分～11時05分
	場 所	市民会館24号室 14名
	内 容	① 男女共同参画社会推進に向けての事業所調査について ② はばたきプラン2011の推進について
3	日 時	平成24年7月17日（火）午前9時30分～11時
	場 所	市民会館24号室 13名
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
4	日 時	平成24年8月29日（水）午前9時30分～11時
	場 所	市民会館24号室 15名
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
5	日 時	平成24年10月10日（水）午前9時30分～11時
	場 所	市民会館24号室 14名
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
6	日 時	平成24年11月7日（水）午前9時30分～11時
	場 所	市民会館24号室 11名
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
7	日 時	平成24年12月18日（火）午前9時30分～11時
	場 所	市民会館24号室 15名
	内 容	① はばたきプラン2011の推進について ② 男女共同参画社会推進に向けての事業所調査について
8	日 時	平成25年1月17日（木）午前9時30分～10時55分
	場 所	市民会館35号室 13名
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
9	日 時	平成25年2月20日（水）午前9時30分～11時
	場 所	市民会館35号室 15名
	内 容	はばたきプラン2011の推進について
その他	日程	平成24年10月19日（金）～10月20日（土）
	場所	宮城県仙台市
	内容	日本女性会議2012仙台参加（幹事1名 事務局1名） ・男女共同参画推進に係る講演会、シンポジウム等
	主な活動	・男性料理教室の企画（はばたきフェスティバルの事業として実施） ・ワーク・ライフ・バランスに関する職員アンケートの実施 ・男性トイレへのおむつ替え等男性への育児支援についての提案 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための仕事の見直しについての提案

人権施策推進のための事業所アンケート調査

人権施策推進のための事業所アンケート調査	
事業目的	福知山市男女共同参画推進条例第11条に基づき、雇用分野における男女共同参画の推進の基礎資料とするため、市内事業所の男女共同参画について実態を把握し、周知・啓発など今後の事業につなげる。
実施内容	調査対象 福知山市商工会議所及び福知山商工会加盟の事業所 1467社
	基準日 平成24年8月1日
	送付方法 福知山市商工会議所及び福知山商工会の会報に同封し送付
	回収 回収件数 304件 回収率 20.72%
	項目 女性の参画、女性の人権、育児休業及び介護休業の実態、ワーク・ライフ・バランス等に関するアンケート計12問
	啓発 ・広報ふくちやま2月1日号に調査結果を掲載 ・啓発資料を作成し事業所に送付
成果課題	アンケート結果についてまとめた資料を作成し、広報への掲載や事業所への送付とともに、企業向け講座でも活用した。 また、アンケート回収率が約20%と低く、調査内容や送付方法について検討する。 今後も企業向けの男女共同参画の啓発を続けていくとともに、事業所規模に合わせた男女共同参画の取組等の紹介をしていく必要がある。

平成24年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

【啓発】

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」(全4講座)	
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、地域公民館等でのセミナーを開催。	
第1講座	開催日	平成24年6月28日(木) 午後7時30分～9時
	会場	市民会館 24号室
	テーマ	「男性だってつらい ～男の相談現場からの報告～」
	講師	ぼう たかし 坊 隆史さん(『男』悩みのホットライン共同代表)
	参加者数	95人
	備考	共に幸せを生きるまちづくり人権講座との共催
第2講座	開催日	平成24年8月6日(月) 午後2時～4時
	会場	市民会館31号室
	テーマ	デートDVの現状と予防について
	講師	あだち じゅんこ かたくら さちこ 足立 淳子さん、片倉 佐知子さん (NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ)
	参加者数	62人
	備考	学校教育振興会養護研究部会と連携

第3講座	開催日	平成24年12月12日（水）午後7時～9時
	会場	総合福祉会館 34・35号室
	テーマ	子どもと関わる大人のための ジェンダーワークショップ
	講師	とおや か え こ こばやし あきこ 遠矢 家永子さん、小林 明子さん(NPO法人SEAN)
	参加者数	43人
	備考	公立保育士人権研修と連携
第4講座	開催日	平成25年2月3日（日）午後1時30分～3時
	会場	防災センター研修室
	テーマ	老若男女で考えましょう～地域の防災・減災～
	講師	あいかわ やすこ 相川 康子さん(NPO政策研究所専務理事)
	参加者数	66人
	備考	福知山市要保護児童対策地域協議会と連携 はばたきフェスティバル期間事業
成果課題	全4回の講座を開催。関係機関と連携し、テーマに合った対象者に学習機会を提供できた。「男性相談」「デートDV」など、関連事業への意識付けに効果があった。今後も幅広い世代へ継続した啓発を行っていく。	

事業名 はばたき企業啓発セミナー（全2講座）		
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。	
第1講座	開催日	平成24年9月14日（金）午後1時30分～3時30分
	会場	市民会館24号室
	テーマ	働く女性のチ・カ・ラ～福知山の地酒をよみがえらせた女性蔵人～
	講師	いまがわ じゅん 今川 純さん(東和酒造有限会社 製造責任者)
	対象者	市内企業及び事業所
	参加者数	35人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
第2講座	開催日	平成25年2月4日（月）午後1時30分～3時30分
	会場	市民会館24号室
	テーマ	介護しながら働き続ける～ワーク・ライフ・バランスを考える～
	講師	つどめ まさとし 津止 正敏さん(立命館大学産業社会学部教授)
	対象者	企業・事業所の人権担当者、または人事担当者、市民
	参加者数	56人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
成果課題	企業の研修担当者や人事担当者を対象に啓発した。企業向けとして開催したが、関心のある市民の参加もあり、参加者数がのびた。今後も継続して広く呼びかけ啓発していく必要がある。	

【協働】

事業名	第15回はばたきフェスティバル
事業概要	「第15回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。
実施内容	開催日 平成25年2月1日（金）～2月24日（日） 会場 市民会館 他 テーマ 「地域の絆を深めよう ～男女に気づき希望を持って行動しよう～」 内容 講演会・ワークショップ・展示 全体会 日時：2月24日（日）午後1時～午後3時30分 場所：市民会館4階ホール 対象者：市民 参加者数：197人 ○福知山市の男女共同参画事業についての概要説明 ○基調講演「地域の絆を深めよう ～男女に気づき希望を持って行動しよう～」 講師：小崎 恭弘 さん ○はばたきフェスティバル期間報告 期間 「デートDV防止ワークショップ」 日時：2月1日（金）午前9時45分～12時35分 場所：京都府大江高等学校 対象者：大江高等学校1年生 参加者数：118人 ファシリテーター：人権学習サークルWITH YOU 事業 「老若男女で考えましょう～地域の防災・減災～」 日時：2月3日（日）午後1時30分～3時 ※ はばたきセミナー第4講座として開催 「介護しながら働き続ける～ワーク・ライフ・バランスを考える～」 日時：2月4日（月）午後1時30分～3時30分 ※ はばたき企業啓発セミナーとして開催 「DV被害者への支援を学ぶ講座」 日時：2月8日（金）午後1時30分～3時30分 場所：市民会館31号室 対象者：DV被害者支援に携わる女性、女性団体（定員20人） 参加者数：14人 講師：福岡 ともみ さん・友杉 明日香 さん （ウィメンズカウンセリング京都スタッフ、フェミニストカウンセラー） 備考：DV被害者支援事業（府事業）との共催 「デートDV防止ワークショップ」 日時：2月12日（火）午後7時30分～9時 場所：市民会館24号室 対象者：市民 参加者数：17人 ファシリテーター：人権学習サークルWITH YOU

		「おひとりさまのおしゃべりカフェ」 日時：2月15日（金）午後7時30分～9時 場所：まいまい堂（新町） 対象者：未婚の男女 参加者数：10人
		「男性のための料理教室」 日時：2月24日（日）午前10時～正午 場所：市民会館調理室 参加者数：13人
		「親子で遊ぼう！」 日時：2月24日（日）午前10時～午後4時 場所：市民会館31・35号室 内容：ニュースポーツ、工作
	展 示	日程：2月1日（金）～2月22日（金） 場所：市役所1階ロビー 夜久野地域公民館ロビー、 三和支所玄関ロビー 大江総合会館ホールロビー 内容：はばたきフェスティバルの紹介、実行委員会参加団体紹介、「パープルリボンの木」設置
		日程：2月24日（日） 場所：市民会館31号室 内容：はばたき実行委員会参加団体等の活動紹介、作品展示、DV防止啓発 他
	参加者	実行委員：12団体
成 果 課 題	実行委員会による企画、運営において、講演会・期間事業・展示を行った。実行委員は部会に分かれ責任をもって企画や呼びかけを行い、実行委員による主体的な取組ができた。 2月1日から24日ののはばたきフェスティバル期間では、市内各所で参加対象者を絞りさまざまなテーマの講座を行った。参加対象者を絞ることにより、これまでの全体会と分科会を一緒にしていたときに参加しなかった層（若年層、男性）の参加があった。また、約3週間にわたり市役所と支所でパネル展示を行った。はばたきフェスティバル事業として、今後は実行委員会の参加者が増えるよう取り組むとともに、セミナーや相談からも市民のニーズを把握して事業の充実を図る。	

事 業 名		
はばたきネットワーク会議		
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 （構成団体数：H25. 3. 31現在 12団体）	
第1回 会 議	日時	平成24年5月29日（火） 午前9時30分～11時
	場所	市民会館25号室
	内容	【協議事項】 ・平成23年度事業報告について ・役員改選 ・平成24年度事業計画について

第2回 会 議	日時	平成24年8月24日(金) 午前9時30分～10時55分
	場所	市民会館2 2号室
	内容	【協議事項】 ・はばたきネットワーク学習会について ・はばたきフェスティバルについて
第3回 会 議	日時	平成25年3月12日(火) 午後2時45分～午後4時05分
	場所	市民会館3 1号室
	内容	24年度の活動報告
第1回 学習会	日時	平成24年7月30日(月) 午後1時30分～午後4時
	場所	防災センター
	内容	・防災についての学習と防災センターの見学 参加者数:25人
第2回 学習会	日時	平成24年10月29日(月) 午前9時30分～11時30分
	場所	市民会館3 1号室
	内容	・DVについての学習(人権推進室男女共同参画推進係) ・パープルリボン作成(430個) 参加者数:30人
DV防止 パネル展	期間	平成24年11月12日(月)～11月22日(木)
	場所	市役所1階ロビー
	内容	第2回学習会で作成したパープルリボンとDV防止のためのメッセージ等をパネル展示し、DV防止の啓発を行った。
意見交流会	日時	平成25年3月12日(火) 午前2時40分～4時10分
	場所	市民会館3 1号室
	内容	・防災についての意見交換
成 果 課 題	ネットワーク独自事業として、学習会を2回、意見交流会を1回実施した。特に女性の人権の確立と女性の参画についての学習を深めた。第2回学習会では、パープルリボンを作成し、市事業での配布を行いDV防止の啓発ができた。ネットワーク構成団体自体の活動が弱体化しているということもあり、今後のネットワークのあり方を模索していく必要がある。	

事業名	おしゃべりカフェ	
事業目的	同じ分野の人が集まって、お茶をしながら気になることについて話したり、情報交換をしたりする中で、参加者同士のつながりをつくるとともに、若年女性や男性、地域で活躍されている人の意見を参考に今後の事業展開につなげていく。また、いずれは参加者同士のグループ化、ネットワーク化を図り市と協働して事業ができるようにすることを目的とする。	
第1回	開催日	平成24年5月31日(木) 午後7時30分～9時10分
	会場	まいまい堂
	内 容	「おしごと女子のおしゃべりカフェ」 仕事紹介、ストレス解消法等のテーマに沿った参加者同士のフリートーク
	参加者数	20～30歳代の女性 6人

第2回	開催日	平成24年11月29日（木）午後7時30分～9時
	会場	まいまい堂
	内容	「おしごと女子のおしゃべりカフェ」 仕事紹介、ストレス解消法等のテーマに沿った参加者同士のフリートーク
	参加者数	20～30歳代の女性 5人
第3回	開催日	平成25年2月15日（金）午後7時30分～9時
	会場	まいまい堂
	内容	「おひとりさまのおしゃべりカフェ」 仕事、活動、趣味、ライフプラン等のテーマに沿った参加者同士のフリートーク
	参加者数	女性6人 男性4人
成果課題	若年層への啓発とともに意見を聞くこともできた。参加者同士のつながりもでき参加者のエンパワメントにもなった。今後市と協働して事業が行えるようつなげていく必要がある。	

2 支援事業

【就労】

事業名	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会	
事業目的	女性の積極的な社会参画への機会を確保するため、就業を希望する女性を対象に、就業条件として不可欠となったパソコン講習を行い、就業機会の拡大と条件の向上を図る。	
実施内容	開催日	平成24年5月15日（火）～8月7日（火）まで（全25回）
	会場	NTT福知山東ビル セミナールーム
	内容	パソコン（エクセル）の基本操作の習得と資格取得（厚生労働省コンピュータサービス技能評価試験3級）をめざす。
	受講者	12人（修了者12人）
成果課題	受講生の全員が資格取得できた。修了後6カ月のアンケートは回収率が低く（50%）、受講者のうち就職が判明しているのは1人だけであった。今後、就職に直接結び付くよう、多方面からの支援を進めていきたい。	

事業名	ビジネスマナー（府事業）	
事業目的	女性の積極的な社会参画への機会を確保するため、就業を希望する女性を対象に、ビジネスマナー講座を行い就業機会の拡大を図る。	
実施内容	開催日	平成24年5月28日（月）午後1時15分～3時15分
	会場	市民会館25号室
	講師	やまだ まゆこ さん（社会保険労務士） 山田 真由子 さん（社会保険労務士）
	内容	就職活動の進め方等について
	受講者	10人
	その他	女性チャレンジ相談（府事業）と共催
成果課題	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会の受講者を対象に実施。履歴書の書き方など就職に役立つ実践的な講習会であった。	

【活動支援】

(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動の支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数
4月	10回	63人
5月	4回	29人
6月	4回	40人
7月	4回	32人
8月	2回	24人
9月	3回	19人

月	利用回数	利用人数
10月	6回	47人
11月	4回	39人
12月	6回	49人
1月	3回	24人
2月	6回	38人
3月	7回	59人

合 計	59回	463人
-----	-----	------

3 相談事業

事業名	女性相談	
事業内容	相談日	月1～2回、原則木曜日 午後1時～4時 (定員3人)
	カウンセラー	女性問題専門カウンセラー
	相談件数	相談内容の内訳のとおり (相談日以外の相談は係で対応)
成果課題	概ね、相談予約が定員となり、キャンセル待ちもあるため、回数の増加を検討する。また原則、面談相談であるが、当日、外出できなくなった等の事情がある方については電話相談で対応する。 女性相談の件数が増加しているため、関係機関等と一層の連携を図る。	

〈女性相談内容の内訳〉

(件数＝回数)

相談の主訴による内容分類	係 対 応		女性相談対応		平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度
	人数	のべ件数		人数	のべ 件数	件数合計	件数合計	件数合計
		面談	電話					
DV 被害について	41 人	293 件		2 人	3 件	296 件	312 件	148 件
		104 件	189 件					
離婚について	5 人	6 件		3 人	3 件	9 件	27 件	11 件
		3 件	3 件					
セクシュアル・ハラスメントについて	3	3		1 人	1 件	4 件	1 件	6 件
		1	2					
ストーカー行為について	2 人	5 件		0	0	5 件	1 件	5 件
		3	2 件					
夫婦関係について	5 人	11 件		5 人	9 件	20 件	11 件	6 件
		7 件	4 件					
家庭のことについて	10 人	42 件		3 人	5 件	47 件	15 件	34 件
		14 件	28 件					
その他	25 人	42 件		5 人	13 件	55 件	44 件	25 件
		14 件	28 件					
計	91 人	402 件		19 人	34 件	436 件	411 件	235 件
		146 件	256 件					

事業名	立命館大学学生無料法律相談（全2回）	
事業目的	DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。官学協働で法律相談を実施することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	
事業内容	日 時	① 平成24年8月25日（土）午前10時～午後4時30分 ② 平成24年11月17日（土）午前10時～午後4時30分
	場 所	① 市民会館 ②中丹勤労者福祉会館
	相談対応	① 立命館大学学生法律相談部 学生ほか
	相談件数	① 13件 ②14件
成果課題	多くの学生が参加しているので、それぞれの専門分野において、幅広く丁寧に相談に対応することができる。比較的午前中の来場者が多いため、相談時間無制限が魅力的であると考ええる。開始前に待たれている相談者もあり、事業が定着していることを感じる。	

事業名	男性のための電話相談（全6回）	
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられているものが社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。	
事業内容	相談日	平成24年10月4日～11月8日までの毎週木曜日 午後5時30分～8時30分
	相談対応	臨床心理士（男性）
	相談件数	11件
成果課題	相談日程を短期間で6週連続の実施とした。ホームページや男性トイレへのビラ掲示などの広報が効果的であった。また、23年度までの「心の電話相談」を「男性のための電話相談」に変更し、対象が明確となったことや事前に男性相談についてのセミナーを実施したことにより相談件数が増加した。 相談内容をみると、夫婦について、性について、DV加害者と思われるものなど、様々なジェンダーにかかわる内容が多く、男性もジェンダーにより抑圧を受けている存在であること、また男性も語りたいという男性相談のニーズを感じた。 今年度の結果を受けて、男性相談を継続していく。	

4 DV被害者等支援

平成24年3月策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、相談者の気持ちを確認し、庁内DV担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援センター、警察、等）への情報提供や一時保護、DV被害者の自立に向けての同行支援などを含めた総合的な支援を実施した。また、DV被害者の心の傷の回復のために、女性問題カウンセラーによる女性相談や法律相談を紹介した。

庁内DV担当課会議や、「福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議」（福知山警察署と京都府機関との会議）を定期的に開催した。DV被害者の意思を尊重しながら関係部署との連携を密にして、適切な支援を行っていく。

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容 (テ ー マ)	備 考
広報ふくちやま4月1日号	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定 ・パソコン講習会 (5/15～8/7)	お知らせ お知らせ
広報ふくちやま6月1日号	・男女共同参画週間 (6/23～6/29) ・はばたきセミナー第1講座「男性だってつらい～男の相談現場からの報告～」	お知らせ お知らせ
広報ふくちやま7月1日号	・はばたきセミナー第2講座「デートDVの現状と予防について	お知らせ
広報ふくちやま8月1日号	・立命館大学学生無料法律相談 (8/25)	お知らせ
広報ふくちやま9月1日号	・男性のための電話相談 (10/4～11/8 までの木曜日、6回)	お知らせ
広報ふくちやま10月1日号	・はばたきフェスティバル実行委員募集	お知らせと参加募集
広報ふくちやま10月 お知らせ号	・福知山市男女共同参画審議会委員を公募 ・立命館大学学生による無料法律相談 (11/17)	お知らせと募集 お知らせ
広報ふくちやま11月 人権特集号	・DVを知ってください (DVとは) (女性相談)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (相談日のお知らせ)
広報ふくちやま1月 合併号	第15回はばたきフェスティバル	開催のお知らせ
広報ふくちやま2月1日号	男女共同参画社会に向けての事業所アンケート	調査結果まとめ

【啓発資料】

時 期	資 料 名	規 格	部数	備考
平成24年11月	DV防止啓発用カード	名刺大・2色刷	10,000部	市関係機関、医師会、民間事業所等に配布
平成24年11月	デートDV啓発用 パンフレット	A4三折・2色刷	2,500部	市内高校生1年生・成人式参加者に配布
平成25年2月	人権施策推進に関する 事業所アンケート調査 啓発資料	A4両面・2色刷り	2,000部	人権施策推進に関する事業所アンケートの調査の対象事業所及びはばたき企業啓発セミナー参加者に配布

「はばたきプラン2011」実施計画

平成23～27年度

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	1	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	DV被害者相談事業	・職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。あわせて、DVグループワークを実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				DV防止啓発事業	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				相談窓口の周知	・市民の利用が多い施設の女性用トイレにDV相談支援カードを設置	人権ふれあいセンター 中央公民館 地域公民館	23. 24. 25. 26. 27
				こんにちは赤ちゃん事業	・乳児家庭の孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供などを行い、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもがすこやかに成長できる環境整備を図る。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
		2	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント苦情処理委員会	・ハラスメント苦情処理委員会によりセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に取り組む。	職員課	23. 24. 25. 26. 27
		3	社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	・防犯や暴力からの安全を確保するために、女子児童・生徒はもちろんのこと、全ての児童・生徒に対して防犯ブザーの配布を行う。学校への登下校に、地域の見守り隊と連携をおこない、未然に犯罪・暴力を防ぐ。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
		4	被害女性に対する救済と支援	女性相談・DV相談の周知	・市民課は市役所の窓口であり、多くの市民が訪れることから、窓口「市女性相談のお知らせ」や「DV相談支援カード」をおき、相談窓口の啓発に努める。	市民課	23. 24. 25. 26. 27
				DV被害者住民基本台帳事務支援措置	・DV被害者から、転入・転出・転居等住民登録の手続きに際し被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内との連携をとり、DV被害者の保護に努める。	市民課	23. 24. 25. 26. 27
				市営住宅入居募集	・DV避難に係る公営住宅の目的外使用、母子家庭に対する優先入居枠の確保。	建築課	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	4		母子生活支援事業	・DVや児童虐待の母子に対する相談、DV被害者の母子自立支援施設への入所。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				要保護児童対策事業	・児童虐待を防止及び不登校やひきこもりの児童への支援のため要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、相談や通告に対応し、保護者支援を行う。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援 ・被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診・健康相談・被害者（母親）の心身の健康管理 ・被害者の就園支援 ・被害者の就学支援 ・被害者の発見と相談	保険課 社会福祉課 健康推進室 子育て支援課 学校教育課 医事課	23. 24. 25. 26. 27
		5	相談体制の充実と 庁外関係機関との 連携強化	市民相談事業	・市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催	市長公室	23. 24. 25. 26. 27
				家庭児童相談事業	・子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員3名が常時相談を受ける。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				女性相談事業	・女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。毎月1～2回実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				人権相談	・広く人権にかかる相談の場として月1回特設相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				障害者相談員相談事業	・日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害者のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図ることを目的とする。	社会福祉課	23. 24. 25. 26. 27
				京都府関係機関との連携	・警察、中丹西保健所、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を展開。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				はばたきセミナー	・固定的な性別役割分担意識をなくしていく啓発の継続した取組。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
2		6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識解消の取組				

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	7	メディアにおける男女共同参画の推	広報ふくちやま発行	・市の広報紙として毎月2回、1日号と15日号を発行する。1日号に掲載する啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを紹介する。	市長公室	23. 24. 25. 26. 27
				ホームページ運営事業	・最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	市長公室	23. 24. 25. 26. 27
				市刊行物における表現の配慮	・男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検	全部署	23. 24. 25. 26. 27
		8	市民への啓発の推進	ともに幸せを生きるまちづくり人権講座	・一人一人が今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
				はばたきセミナー	・年4回の講座を開催。講座内容は、複合差別、男女共同参画に関する内容など。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				男女共同参画年次報告書作成	・男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
				広報ふくちやま	・シリーズ人権等に掲載。掲載内容は、DV防止法、女性相談、講演会のお知らせ、意識調査結果、はばたきプランなど。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				新成人啓発	・成人式参加者に男女共同参画推進の啓発チラシ配付	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	・女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
				高齢者教室	・人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室でも全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				地区公民館巡回講座	・男女共同参画、男女（性差）平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、共に幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	9	学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識解消のための教育の推進	幼稚園教育	・園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行なう。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
				学校における人権教育	・人権学習の中で、男女共同参画社会の実現に向けての考え方や行動について学習する。資料「幸せを生きる」「わたし・あなた・みんなの人権」など ・児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
		10	職員研修の充実と人材の育成	市職員研修	・男女共同参画、男女（性差）平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、ともに幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課 全部署	23. 24. 25. 26. 27
				幼稚園職員研修	・男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
				教職員研修	・学校教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。 男女とも一人一人が思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
				学校用務員研修	・全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
				消防団等研修	・男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	10		保育園職員研修	・ 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				差別を許さない人材育成基本計画	・ 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
				男女共同参画人材育成事業	・ 教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	・ 市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	27
				男女共同参画に関する市民意識調査の実施	・ 市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室	27
				若年層へのデートDVの実態調査の実施	・ 市内の高校生を対象に実態の調査を実施する。	人権推進室	25
				職員意識調査の実施	・ 職員の人権意識調査項目に男女共同参画の視点を加える。	人権推進室	27
				働き方の見直しに関するアンケート実施	・ はばたきプラン2011の重要項目の数値目標達成に向けた「働き方の見直しに関する全職員対象アンケート」の実施。	人権推進室	24
		12	リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する理解の促進	たばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する正しい理解の周知・啓発に関するセミナーの実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
3	生涯を通じた女性の健康支援	13	生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費で14回実施 ②妊娠中の歯科検診を公費で1回実施 ③助産師等により妊産婦の健康の保持や新生児の発育・発達の確認、保護者への育児上のアドバイスのための訪問指導を実施 ④中学1年生の女子対象に公費負担による子宮頸がん予防ワクチン接種の実施 ⑤20歳以上の女性を対象に子宮がん検診の実施	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
3	生涯を通じた女性の健康支援	13			⑥30歳代の女性を対象に視触診と超音波検査併用による乳がん検診の実施 ⑦40歳以上の女性を対象に視触診とマンモグラフィー検査併用による乳がん検診の実施 ⑧更年期世代を対象に更年期を上手に乗り切るための生活習慣改善教室を夜間に実施		
				生きがい対策事業	・健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				健康相談	・人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
4	家庭における男女共同参画の推進	14	家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援	ファミリーサポートセンター	・育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設立することにより、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				はばたきセミナー	・家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しをはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		15	女性の社会参加のための子育て支援の充実	保育園	・子育て支援策として、公立12園、民間17園開設。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				放課後児童クラブ	・子育て支援策として、放課後や長期休業中に小学校や児童館で開設。定員超過の小学校を対象に庵我幼稚園で夏季休暇中に開設。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				地域子育て支援センター	・地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託、川合保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営））にセンターを設置し子育て相談、園庭開放事業を実施。また、あおい通りに地域子育て支援ひろばを設置し、子育て相談、子育て世帯交流事業の実施。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
				おひさま広場	・子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
4	家庭における男女共同参画の推進	15		妊産婦にやさしい環境づくり	①「マタニティマーク」チェーンホルダーと自動車用ステッカーを母子健康手帳交付時に妊婦全員に配布。 ②「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち福知山」のポスターを市内関係機関等に配布し、啓発。 ③全戸配布する健康づくりかわら版にマークを掲示 ④妊婦対象に配布している「マタニティお役立ち情報」にマークの意味と活用について掲載。 ⑤健康推進室及び子育て支援課の公用車に啓発用マグネットを貼付	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27
				パパ・ママ学級	・ 3回シリーズでパパ・ママ学級を実施。妊娠中の過ごし方、出産に向けて、産後について。男性の子育て参加を促進。	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27
		16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ	・ 生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講 （府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。	高齢者福祉課	23. 24. 25. 26. 27
				高齢者教育	・ 高齢者学級や高齢者を対象とした公民館の講座等において、固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。意識改革のための講演会等を開催し、高齢者の参加を促す。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27
5		17	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	シルバー人材センター関連事業	・ シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	生活交通課	23. 24. 25. 26. 27
				超過勤務の縮減	・ 労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・ 管理職・監督者による適正な超過勤務命令をはじめ、ノー残業デー・ノー残業ウィークの徹底、個々の職員の意識改革、職場風土の改善などを行うとともに、臨時職員によるワーク・シェアリングや部署内の適正な業務配分、部署間も含めた繁忙期の協力体制を推進する。	職員課 全部署	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
5	働く場・地域における男女共同参画の推進	17		次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。家庭・男女の役割についての意識啓発。	職員課 全部署	23. 24. 25. 26. 27
				男女雇用機会均等法等の啓発事業	・福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等について、商工会議所・商工会会員企業に各種啓発活動を実施する。	商工振興課 人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	・社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
				幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	・労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライフバランスの推進）に努める。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
				事業所調査の実施	市内事業所の男女共同参画についての取組についてのアンケートの実施し、企業の実態を把握する。	人権推進室	24
		18	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	・農村女性のネットワーク化による社会参画の促進、「農村女性のつどい」での男女共同参画についての啓発、広報を実施するとともに男女共同参画についての認識を深めるため継続して実施。	農業振興課	23. 24. 25. 26. 27
		19	女性の就労・再就労のための支援	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会	・15名定員外部講師による講習会。25回シリーズ。厚生労働省コンピュータサービス資格3級合格をめざす。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				就職相談	・人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				就労支援相談事業	・府のチャレンジ支援事業でキャリアコンサルタントによる就業に向けたセミナー。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		20	地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	・女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスを推進の啓発を実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
6		21	市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	・行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用	審議会等を運営している課	23. 24. 25. 26. 27
				各種計画、方針決定等への市民意見の反映	・パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立	関係する部署	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
6	政策・方針決定の場合への女性の参画の促進	22	市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	23. 24. 25. 26. 27
				市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。（女性職員比率28%）	職員課全部署	23. 24. 25. 26. 27
				女性の職域拡大、職務分担の見直し	・職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署	23. 24. 25. 26. 27
				教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	・教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課全学校	23. 24. 25. 26. 27
		23	企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	・はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについて啓発を実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		24	地域活動における女性登用の啓発	公民館運営	・公民館長や公民館主事へ女性の登用を積極的に行う。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27
丹波生活衣館管理運営事業	・福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。			まちづくり推進課	23. 24. 25. 26. 27		
7	市民との協働体制の確立	25	女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	福知山市連合婦人会：生涯学習講座	・生涯学習講座 中央講座、地域講座、学区別研修講座	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
				女性団体ネットワーク	・ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会を実施。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				はばたきフェスティバル	・女性団体による事業。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				女性学級	・女性の現代的課題の学習とその解決に向けた実践をめざし、講座や、健康増進のため体操教室等を開催している。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27
		26	NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	・平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部	23. 24. 25. 26. 27
				国民の健康づくり推進事業	・食生活改善推進協議会と栄養士が中心になり、子どもから大人まで各世代に応じた様々な食育事業を展開する。	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
8	の新たな分野、その他	27	防災における男女共同参画の推進	自主防火・防災リーダー養成講座	・地域防災力向上の根底を担う「自分たちの地域は自分たちで守る」自主防火・防災組織－その結成を促進し、その組織的・実践的活動を推進していくために、地域でその組織のリーダーとして活躍する人材を養成する講座を開講している。受講者は、自治会長等より推薦を受けたものとしており女性の受講もあるなか、今後は女性の受講をより一層積極的に推し進める。	消防本部 (予防課)	23. 24. 25. 26. 27
		28	国際的協調と連携	広報ふくちやま	・男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27

平成24年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
5	市民相談事業	・市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催	・市民相談(市民相談室職員対応)390件中226件、法律相談(弁護士)127件中54件、法律・登記相談(司法書士)65件中36件の女性からの相談があり、悩み事等の不安解消にあたった。	・市民相談室職員対応分では、女性の相談者に対しては、なるべく女性職員が対応することで、相談しやすい雰囲気づくりに心掛けている。	A	市長公室
7	広報ふくちやま発行事業	・市の広報紙として毎月2回、1日号と15日号を発行する。1日号に掲載する啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを紹介する。	・平成24年4月1日号に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の策定」記事を2段掲載したほか、11月発行の人権特集号に「DV人権侵害など」の記事を2段掲載した。その他、男女共同参画審議会委員などの募集や女性相談、就職支援、セミナーなどの案内を定期的に掲載。	・関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載を行う。	A	市長公室
7	ホームページ運営事業	・最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	・はばたきプラン2011の掲載・平成21年度福知山市男女共同参画社会に関する市民意識調査概要版の掲載・第15回ははばたきフェスティバルなどイベントの掲載。	・今後においても関係課からの迅速なデータ提供や指示により、速やかにホームページのデータを更新し、情報発信を行う。	B	市長公室
24	丹波生活衣館管理運営事業	・福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	・夏休み期間中に親子藍染め講習会を3回実施し、各回定員の20人の参加があった。振興会の女性会員が藍染めの技術を生かして指導にあたった。また、寄贈をうけた生活衣の整理作業にあたった。	①少人数の講座であるため、指導にあたってもらう人が限定される。 ②会員が高齢化し、新入会員の確保が必要である。	A	まちづくり推進課
2	ハラスメント苦情処理委員会	・ハラスメント苦情処理委員会によりセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に取り組む。	・平成24年度は苦情相談が無かったため、委員会の開催は無かった。	-	A	職員課
22	職員研修事業の充実	・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	・男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・中堅職員政策形成研修 ・新任課長、新任課長補佐、新任係長級研修 ・全国市町村アカデミー等の女性リーダー研修への派遣(1名)	・今後は各職場にいて参加しやすい状況や女性職員の意識改革等に取り組んでいく必要がある。	A	職員課
8	課税関係文書送付用封筒への参画標語掲載事業	・税務課が独自に作成する封筒に男女共同参画及び人権に関する標語を印刷し納税者等に啓発を行う	・固定資産税 40,000枚 ・軽自動車税 30,000枚	・歳入確保及び制度啓発のため各税目の納期限及び減免案内等を記載することとしたため、余白等の関係上H25から標語の印刷を廃止した。	A	税務課
1	DV被害者支援事業	・被害者の子どもの予防接種、定期健診についての支援	・来所・訪問・電話等による相談・支援を実施したケース5件(延べ16件)、市外から避難されているケースの予防接種の問い合わせ2件あり。(うち1件は、北部家庭支援センターのカウンセリングに繋ぐ。)	・児童虐待とDVケースの関連は深く、子どもは裸で観察する機会(健診等)があるが、DVについては、抱え込んでしまう傾向が強く表面化しにくいという課題がある。また、被害を受けていてもSOSを出せない人・現状を変えたくない人もあり介入が難しい。	A	健康推進室
13	女性のライフスタイル支援事業	・妊婦健康診査の公費負担を5回から14回に拡大し実施。 ・新規事業として妊婦歯科健康診査事業を実施。 ・育児アドバイスのための助産師・保健師による訪問指導。	・妊婦健診公費負担妊婦一人に対して14回を実施。 ・歯科医師会の協力歯科医療機関で妊娠中に公費で歯科健診1回を実施。(H24年度:355人) ・妊産婦の健康保持や新生児の発育・発達の確認、保護者へのアドバイスのために助産師・保健師による訪問指導を実施した。 (H24年度妊産婦訪問:実788人 延べ997人 新生児乳児訪問:実582人 延べ795人)	・平成21年度より妊婦歯科健康診査事業を開始したが、妊婦健診に比べて歯科健診の受診率は低く、引き続き啓発を実施していく。 ・虐待未然防止の目的のため、妊婦訪問(特にリスクの高い妊婦)を積極的に実施しており、早期からの育児支援を継続していく。	A	健康推進室

13	女性のライフスタイル支援事業	・子宮がん検診・乳がんマンモグラフィー併用、エコー併用検診の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため、国の補助を受け女性特有のがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20・25・30・35・40歳対象)・乳がん検診(40・45・50・55・60歳対象))の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し受診勧奨。また平成20年度から妊婦健診公費負担の項目に子宮がん検査を追加。なお、子育て中の女性や更年期の生活習慣改善教室等を継続して実施。	・子宮がん検診3,063人、乳がん検診1,639人(うち、マンモ併用検診1,488人・エコー併用検診151人)受診。 妊婦健診として764人が子宮がん検査を受診。 ・子育て世代の健康講座19回実施延べ186人参加、女性対象の健康講座11回実施延199人参加。	・さらに受診する人、継続して受診する人が増え、健康に関心をもつ増えるように努める。	A	健康推進室
15	妊産婦にやさしい環境づくり	・「マタニティマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。マタニティマークを広報誌等に掲載し、市民への広報活動を推進。	・母子健康手帳を配布するときに、マーク入りチェーンホルダーを配布したり、公用車にマーク啓発マグネットを貼布。母子健康手帳交付854人 ・マークを健康づくりかわら版(全戸配布)・子育て情報誌に掲載し啓発した。	・マタニティマークは徐々に認識されてきたが、「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち・福知山」を推進するため、引き続き啓発を行う。	A	健康推進室
15	パパ・ママ学級	・男女共同参画の視点の立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるように、年間12回の教室を実施(うち、3回は土曜日に開催)。	・妊婦が安心して妊娠時期を過ごすため、夫も父親の役割を理解する一方、妊娠・出産・育児について夫婦で意識を高めるために教室を開催。年々参加者が増え、夫の同伴率も増加している。 OH24年度参加人数：延372人(夫婦167組のうち夫同伴97組、夫同伴率58.1%)	・医療機関で実施されている妊婦健康教室との連携や教室の内容についても検討しながら実施していく。 ・健康増進計画の推進も兼ねて、参加者への卒煙教育にも取り組む。	A	健康推進室
26	国民の健康づくり推進事業	・食生活改善推進協議会の地区組織活動により、食生活改善を通じて心身ともに健康で生涯にわたって生き生きと生活できる社会を目指し食育を展開する。	・会員数168人 ・活動内容 親子で楽しむ食のひろば7回・歯のひろば4回・親子健康教育4回・成人健康教育38回・地域支援事業28回、イベント5回等乳幼児・成人・高齢者対象行政協力事業出務。他自主活動、委託事業にて活動。	・今後も食生活改善推進員の協力を得て子どもから大人まで広い世代で、課題に応じた食育活動を行う。	A	健康推進室
4	母子生活支援事業	・DVや児童虐待の母子に対する相談、DV被害者の母子自立支援施設への入所。	・母子生活支援施設入所0件	母子生活支援施設への入所はなかったが、一時保護所への入所は増加傾向にある。	A	子育て支援課
4	要保護児童対策事業	・要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を防止する組織づくりを進めた。児童虐待防止ネットワークの推進。	・要保護児童対策地域協議会代表者会議2回開催。 啓発講演会(8/22:160名参加)、子育て講演会(11/3:150名参加)子育て講演会(1/19:200名参加)子育て講演会(2/3:70名参加)ネットワーク会議3回開催 実務者会議毎月1回開催 ケース検討会議25回開催 家庭訪問47回	・法に基づき主要な関係機関・団体で構成された本協議会の目的を達成するうえで、啓発研修会や子育て講演会等の開催は不可欠であるが、そのための予算化が難しく検討していく。	A	子育て支援課
4	DV被害者支援事業	・DV被害者の母子に関する相談	・相談件数8件。内訳は他市からの転入3件、要保護児童対策地域協議会管理中家庭4件、別居1件	・母や家族の課題、経済的な問題等により、現在の生活から自立出来ない。	A	子育て支援課
5	家庭児童相談事業	・子育てをはじめとするさまざまな悩みについて、相談員3名が常時相談を受ける。	・相談件数133件、その内児童虐待が92件 子育て支援センターと連携	・児童虐待件数の増加。	A	子育て支援課

10	保育園職員研修	・公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加している。	・研修のほか、公私立保育園人権研修(1/14:240名参加)や京同保(当日保育士37人参加、事前事後学習会延べ275人参加、全人保に保育士1人)等に参加	・参加できていない民間保育園がある。	B	子育て支援課
10	差別を許さない人材育成基本計画	・各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施	・人権ふれあいセンターなどと連携しながら、取り組みを進めた。また、全児童館に乳幼児コーナーを設置し、乳幼児教室の開催や相談活動を行った。	・今後、保護者の組織化を図り、中期・長期的に支援活動を行う必要がある。	B	子育て支援課
14	ファミリーサポートセンター	・育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として設立。仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	・社会福祉協議会へ事業委託している。 ・会員数 309名 ・サポート数 516件	・育児の援助を受けたい会員が増加しているのに対して、援助を行いたい会員が減少している。	A	子育て支援課
15	地域子育て支援センター	・あゆみ保育園(委託)、川合保育園、下夜久野保育園(直営)にセンターを設置し、子育て相談や園庭解放等の事業をととして、子育てを支援。	・あゆみ:利用2273人、相談123件 三和:利用1128人、相談10件 夜久野:利用1245人、相談67件 大江:利用752人、相談22件	-	A	子育て支援課
15	おひさま広場	・子育て学習会、講座、情報誌の発行をNPO「おひさまと風の子サロ」に委託	・年間15回開催、2141人利用	・多くの参加者があるが、男性の参加者が少ない。	A	子育て支援課
15	放課後児童クラブ	・子育て支援策として、放課後や長期休業中に小学校や児童館で開設。	・平成24年度末 直営開設12か所18小学校区 委託開設1か所1小学校区 補助開設6か所6小学校区 計19か所25小学校区で開設	・保護者が預けやすい環境の整備を図るため、利用児童が増加する長期休業中に小学校教室・幼稚園・児童館を利用して開設場所を増やし、児童の居場所を確保する必要がある。	A	子育て支援課
1	DV被害者支援事業	・生活保護を必要とする被害者への経済的支援を行う。	・DV被害者で、新たに住居の確保を要する対象者はなかった。家庭内DVの相談については、人権推進室と連携し対応した。	-	A	社会福祉課
5	障害者相談員相談事業	・日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害者のために、身体障害者が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	・身体障害者相談員による身体障害者相談を、毎月第1、3日曜日(1月は第1のみ)に総合福祉会館にて行っている。 ・相談員の数(男性7人:女性5人)	-	A	社会福祉課
16	老人クラブ育成	・高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人会の育成。	・認知症女性リーダー研修会、丹波ブロック女性リーダー研修会、全国老人クラブ女性リーダーセミナーなどに委員を派遣したほか、各種研修への女性参加を進めた。 ・高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人会の育成を推進した。	・組織化されていない地域もある。 ・会員は減少傾向にある。	B	高齢者福祉課
16	シルバー人材センター事業	・シルバー人材センター会員が長年培ってきた知識や経験を活かし、就業を通じて社会参加することで生きがいの創出、健康維持とともに地域社会への貢献による地域活力の向上に寄与することを目的にシルバー人材センターを支援する。	・シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保し、高齢者の就業機会を提供できるよう補助金を交付するとともに、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、積極的な業務発注を行った。	・労働人口の減少が進む中、地域活力向上のためにも元氣な高齢者の就業を通じた社会参加は必要不可欠であり、その支援母体であるシルバー人材センターに対し引き続き必要な業務を依頼する。	A	生活交通課

4	女性相談・DV相談の周知	・市民課は市役所の窓口であり、多くの市民が訪れることから、窓口にて「市女性相談のお知らせ」や「DV相談支援カード」をおき、相談窓口の啓発に努める。	・受付カウンター等に女性相談等のお知らせチラシ等を置くことにより、啓発を実施するとともに、DV支援等の相談があれば、人権推進室と連携をして、相談に応じている。	・相談したことにより新たな人権侵害が発生しないように、相談者の人権に配慮した対応が必要。相談に応じる職員への研修を実施し対応能力の向上を図る	A	市民課
4	DV被害者住民基本台帳事務支援措置	・DV被害者から、転入・転出・転居等住民登録の手続きに際し被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内との連携をとり、DV被害者の保護に努める。	・支援措置件数 53件(内本市受付件数16件) H25.3.31現在	・支援措置対象者は年々増加している。	A	市民課
4	DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援	・2世帯	・保険証を出していたDV被害者が他市へ避難するなど、関係機関との情報共有や連携が必要である。	A	保険課
18	農村女性協議会研修会	・農村女性のネットワーク化による社会参画の促進、「農村女性のつどい」での男女共同参画についての啓発、広報を実施するとともに男女共同参画についての認識をふかめるため継続して実施。	・いちごジャム作り、視察研修、寿司作り、味噌作り、農村女性のつどい、総会後講習会などの主催事業をはじめ、うまいもの展、鮭の採卵・稚魚放流、はばたきフェスティバルへの参画等の活動を実施されている。	・農村女性のネットワーク化を推進することを目標にさまざまな活動に積極的に取り組まれている。	A	農業振興課
17	男女雇用機会均等法等の啓発事業	・福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等について啓発資料を作成し配布	・啓発文及び啓発物品を1,700部作成し、商工会議所・商工会を通じ市内企業1,630社に配布。その他、人権ふれあいセンター等の窓口等で配布	・啓発の効果的な時期や啓発資料を検討しながら引き続き実施	A	商工振興課
4	市営住宅入居募集	・DV被害者に係る公営住宅の目的外使用、母子家庭に対する優先枠の確保。	・DV被害者については、平成24年度は2件の相談があり、2件の入居があった。 母子家庭については、南岡団地を母子家庭専用住宅とし、平成24年度は3世帯の入居があり、現在8世帯が入居中である。	・DV被害者の各機関等との連携は取れており適切に対応が取れている一方、入居に際しては相手から遠方の住宅に居住したい希望に添えない場合がある。	A	建築課
10	消防団等研修	・男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	・福知山市消防団幹部・新入団員研修会(4月8日、558名)において人権研修を実施。	・今後の取組み方法など、協議を重ね、更なる充実を図る。	B	消防本部
26	消防団活動における積極的な女性参加の促進	・「ふくちやまファイヤーエンジェルス」及び各分団における女性消防団員の入団促進と活動促進	・新入団員の勧誘、広報の実施により、次年度の入団ではあるが、女性団員1名の入団が確定した。	・募集方法について、効果的な手法を検討するとともに、女性消防団員の活動環境の整備と充実を図る。	B	消防本部
27	自主防災リーダー養成講座	・地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を養成する講座を開講している。女性の受講をより一層積極的に推し進める。	・平成24年度の受講状況 初級講座 105名の受講者中女性3名 中級講座 41名受講者中女性なし	・自治会長を通じて受講者を募っているが、まだまだ男性が受講するものとの認識が強い。	B	予防課
15	両親学級(ダディ&媽咪ブラザ)	・妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に課題解決できるように参加型集団指導を行うというもの。ハイリスク妊娠とならないためには、核家族が多い中、父親も積極的に協力し自己管理の意識を高める必要がある。そのため両親学級への参加がしやすいように、前期・後期の2回1クールで開催日も水曜日・日曜日に実施し、父親の仕事の都合や母親のみの参加でも出席しやすいよう選択の幅を広げている。 隔週水曜日、日曜日予約制	・1年間で夫婦でのべ497組、856人の参加があった。個別的に助産師外来での指導を望まれるケースもあり、ニーズに合わせた対応ができていく。 ・夫の立ち会い出産は増加傾向で7割が立ち会いをされている。立ち会い時の産婦へのサポートだけでなく、出産後の育児にも積極的な参加が見られる事例もあり効果を上げている。	1)参加率のアップ 2)多人数クラスのため参加型教室、参加者の交流の場となるような方法の検討。 4)市保健センターなど地域への情報公開、指導、連携	B	市民病院

15	子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときの面談と支援＝市子育て支援課、児童相談所への連携 子どもの虐待リスクを早期発見し予防するためのスクリーニングと子育て支援、地域への紹介	18年度から開始し、虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安、育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にするための支援、入院中の子育て指導・相談、支援、地域への紹介を行った。平成24年度の地域への紹介事例はのべ27件。うち、助産師外来からの紹介は6件《妊婦4件、褥婦2件》であった。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、妊婦検診未受診妊婦が他の市や兵庫県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情の方が多く、近隣の産科閉鎖に伴い今後当院の果たす役割は益々大きくなると考える。今後、早期発見のために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていきたい。	B	市民病院
15	院内助産院	・2年の準備期間を持ち、H20.5に稼働。妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産となるよう、妊娠中の心身の準備、自己管理について細やかに相談に応じ、夫婦で主体的に出産、育児の課題を乗り越えるための支援をする。また、リスクが高い場合は医師コースへ移行したり、緊急時は24時間産科医、小児科医の応援が求められるシステムにより、安全を保障している。	・H20年5月、妊婦検診よりスタートした。H24年度は院内助産院担当助産師の研修のため、一時中止していたため、説明を受けた人が3名。そのうち、1人は分娩開始後、分娩停止のため医師コースへ移行となり、1名は出産。あと1名は25年度出産予定。 これまで、殆どのケースで夫が助産師の妊婦検診に同行されるので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会となっており、立ち会い出産や産後のサポートも院内助産院ケースの夫のサポートは主体的でしっかりされている印象を受ける。また途中で医師コースになった人も主体的な分娩について考える機会があったことで、満足のいく分娩をしたと振り返りをされる方が多い。	・分娩制限は行っていないが、今後、院内助産院希望者が増えることを考え、対応できる助産師の確保、専門技術の育成が必要である。	B	市民病院
9	幼稚園教育	・園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるように指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	・日々の中で、男女共同参画の視点にたった保育実践、及び園児が自分らしさとお互いを大切にする意識を学べるような指導内容での教育に努めた。 ・また、園行事における保護者参加において男女共同参画を意識して取り組んできた結果、一人ひとりの良さを生かすことができるようになってきた。	・園児の生活全体を視野に入れて、一人ひとりの課題を明確にし、発達段階に応じた支援をしていくことや日々の保育実践を振り返り反省をもとに教育内容を見直したり指導について検討したりすることが大切である。 ・また、指導する教員の指導力が問われるため、資質向上に努めなければならない。	B	教育総務課
10	幼稚園職員研修	・男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	・男女共同参画推進に関しては、DVやワーク・ライフ・バランスについて研修した。	・研修時間の設定の仕方の工夫。(臨時職員の勤務時間の関係で全員そろって研修することは困難)	B	教育総務課
10	学校用務員研修	・全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	・学校用務員を対象とした人権学習会を開催した。2日、延べ134人が受講。	・研修の意義や職務とのかわりを十分に認識できるよう内容を工夫しながら実施する。	B	教育総務課
10	差別を許さない人材育成基本計画	・園長会等で基本計画の『子どもたちの「自分らしさ」を基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること』、保護者との関わりの中で『就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進』を行うことへの意識を徹底し、園長を通じて各園の職員の意識の徹底も図る。	・基本計画の「子どもたちの自分らしさを基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること」、保護者との関わりの中で「就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進」を行うことへの意識を徹底できるように努めた。	・子どもの豊かな心の育成を図り、人権を大切にする心を育てよう取り組んでいるが、その取組が男女共同参画の推進にどの程度つながっているかの評価は難しい。	B	教育総務課

1	DV被害者支援事業	・被害者の就学支援	・学校、市内各課と情報を共有し、被害者のプライバシー保護を最優先にした就学環境づくりを行った。	・支援担当課連絡会を基として、今後も引き続き関係機関との連携を図っていく。	A	学校教育課
3	子ども安全対策事業	・全ての子どもの安全を確保するため学校・地域・関係機関を含めた防災・防犯・交通安全指導の徹底と安全対応の検討を実施した。	・防災マニュアル・危機管理マニュアルの見直し(41校)を行ったほか、通学路における危険箇所の点検を行うことにより、道路管理者や警察において通学路の安全性にかかる連携を深めることができた。	・引き続き、子どもの安全を確保していくため、継続的な安全指導の徹底と安全対応の検討が必要である。	B	学校教育課
9	学校における人権教育	・男女共同参画について、正しい知識を培う学習を各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で実施する。	・男女平等・共同参画について市作成の人権学習副読本『幸せを生きる』や京都府の副読本・資料等を活用し、正しい認識を培うことができた。	・男女・共同参画に関する正しい認識は培うことができたが、行動化までには至っていない。継続した学習が必要である。	B	学校教育課
10	教職員研修	・年度当初の研修の中で男女共同参画の理念を教職員全体で理解する機会を設け、すべての学校教育の根底に男女平等並びに男女共同参画の意義を位置づける。 ・育児休業や育児短時間勤務など仕事と子育ての両立について最新の資料に基づいて研修を行う。	・年間を通じて男女平等や男女共同参画に基づいた教育活動を実施することができた。 ・次世代育成支援ハンドブックなど最新の資料を用いた研修を行った。	・学校では、比較的男女平等や男女共同参画の意識が高いが、出産や育児なども含め更にその実践を進める必要がある。	A	学校教育課
10	差別を許さない人材育成基本計画	・各人材育成事業において、男女共同参画の視点を取り入れた取組の実施	・人材育成支援事業において、人権強調月間事業の第35回人権を考える市民の集い事業に併せ、「堀 純子 ひとり芝居」を学習会として設定。75人が参加した。	・多数の参加を得る学習会のあり方の研究。	B	学校教育課
17	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	・労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。	・衛生推進者として21名を任命	・教職員一人ひとりの健康管理を把握するものとして、今後も継続的な推進者の設置が必要である。	A	学校教育課
22	教職員の女性採用と教職員管理職への女性登用	・教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努めた。	・管理職70名のうち女性24名 新規採用教職員40名のうち女性24名	・京都府教育委員会と連携して引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。	A	学校教育課
8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	・一人ひとりが今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	・年1回以上女性差別に関する人権講座を実施	・計画的な実施	A	生涯学習課
8	教育集会所たより	・各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	・年1回以上女性差別に関する人権教育啓発文を掲載	・全施設でたよりを発行する	A	生涯学習課
8	教育集会所における啓発事業	・女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・年1回以上女性差別に関する人権講座を実施	・計画的な実施	A	生涯学習課
8	地区公民館巡回講座	・男女共同参画、男女(性差)平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、共に幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。	・人権教育啓発DVDを活用し、男女共同参画に関する人権研修を実施	・様々な人権問題についての学習も深める	A	生涯学習課

10	差別を許さない人材育成基本計画	・各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	・STAR差別を許さない子ども育成協議会と連携し、男女共同参画に関する研修を実施	・子ども会員研修の中でも研修を実施する	A	生涯学習課
17	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	・社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する	・年1回以上女性差別に関する人権研修を実施	・セクハラ・パワハラ研修と共に実施する。	A	生涯学習課
25	福知山市連合婦人会：生涯学習講座	・生涯学習講座 中央講座、地域講座、学区別研修講座	・年1回以上女性差別に関する人権研修を実施	・婦人会活動の中で、女性差別についての学習を深める	A	生涯学習課
1	相談窓口の周知	・市民の利用が多い施設の女子トイレにDV相談支援カードを設置	・人権推進室の依頼によりカードを設置している	-	A	人権ふれあいセンター 中央公民館 地域公民館
16	高齢者教育	・高齢者学級や高齢者の人材を活用した事業実施。	・高齢者学級・高齢者大学での人権講座開設、高齢者人材活用バンク活動による地域交流。	・参加者の減少。高齢者人材活用バンクの登録者の高齢化の進行と新規登録者がいないことにより活動に支障が生じており、新たな人材の確保が課題。	A	中央公民館
24	公民館運営	・公民館長や公民館主事へ女性の登用を積極的に行う。	・地域公民館の館長・主事16名中女性5名	・夜間の1名での勤務があり、防犯上等の問題がある。	A	中央公民館
25	女性学級	・安心・安全の「農」と「食」のあり方を学び、食についての意識を高めるとともに、研修間の行動を通じて女性相互の親睦を図る。	・女性学級・講座の開設 参加者の減少のため他の関連団体との共催開催方法など事業展開を模索	・参加者の減少。	A	中央公民館
1	DV被害者相談事業	・相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。あわせて、DVグループワークを実施。	・年間の女性相談が110人、のべ436件。そのうちDV相談で行政職員（係職員）対応は、41人のべ293件。	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・京都府や警察等関係機関と連携を深め、被害者の保護救済にあたる。	A	人権推進室
1	DV防止啓発事業	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	・広報ふくちやま人権特集号に啓発記事を掲載。 ・市内の高校1年生にデートDV防止パンフレットを配布。 ・女性団体と協働してパープルリボン等DV防止啓発にかかる展示を実施。	・若年層に向けてデートDV防止の取組みをすすめることができた。 ・高校や中学校とも連携をすすめる。	A	人権推進室
5	女性相談事業	・女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。毎月1～2回実施。	・34件の相談があった。内容は夫婦関係が5人、その他DV、離婚、家庭問題など。	・予約状況は概ね定員以上となっており、回数の増を検討する。 ・予約してもやむを得ない事情で来られない相談者のために、電話での対応も行い、充実させていく。	A	人権推進室
5	男性のための電話相談	・カウンセラー（男性の臨床心理士）による電話相談。年6回実施。	・10月～11月の毎週木曜日に計6回実施。11件の相談があった。 ・夫婦関係や性について、DV加害などの内容。	・男性に特化した相談として、短期集中した日程とし、広報も広く効果的に実施できた。 ・男性の相談のニーズも大きくなっており、充実に向けて検討していく。	A	人権推進室
5	立命館大学学生による法律相談	・DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。そのため官学協働で法律相談を開催することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	・年2回実施。 8月13件、11月14件の相談があった。	・法曹専門の学生ということもあり、毎年相談者からは、時間をかけた丁寧な対応に高い好評を得ている。官学協働の取組で今後も継続実施をしていく。	A	人権推進室
5	人権相談	広く人権にかかる相談の場として月1回（支所含む）特設相談（心配ごと相談）を実施	・年間84件の相談を受ける。うち女性からの相談54件	・本相談と関係機関との協力体制の確立が必要。	B	人権推進室

5	京都府関係機関との連携	・警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を展開。	・DV被害者の担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。一時保護施設へ2人移送。 ・京都府や警察署と定期的な連携会議を実施。	・DV被害者の支援だけでなく、同伴児童の支援も重要である。児童相談所も含め、相談機関との連携を進めていく。	A	人権推進室
6 8 12 14 20	はばたきセミナー	・市民を対象に男女共同参画の意識の高揚を図るための講座を実施。	・年4回の講座を開催。講座内容は、男性相談、デートDV、ジェンダー、防災について開催。266名の参加。	・今後も若年層や男性を含め幅広い層へ啓発していく必要がある。 ・市内の団体と共催し、実施するなど参加者増に努めたが、一層の参加者増を図る。	B	人権推進室
8	男女共同参画年次報告書作成	・男女共同参画の推進に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	・報告書を作成し公開した。	・継続作成し男女共同参画の推進啓発に努める。	A	人権推進室
8	人権ふれあいセンターたより	・各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	・人権ふれあいセンター等で毎月発行しているたよりの中で、男女共同参画社会推進に向けての啓発文、事業のお知らせを掲載した。	・男女共同参画推進をテーマとした啓発文や事業のお知らせ等の掲載回数を増やしていく必要がある。	B	人権推進室
8 28	広報ふくちやま	・シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせなど。	・各戸配布 掲載内容：DV防止、事業所統計調査結果、女性相談、男性のための電話相談、立命館大学学生無料法律相談、はばたきセミナー及びはばたきフェスタ開催のお知らせ。	・男女共同参画社会実現を図るため引き続きさまざまな問題について啓発する。	B	人権推進室
8	人権関係施設における啓発事業	・女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・人権ふれあいセンターで開催した講演会の中で、男女共同参画に特化した講演会は実施できなかったが、はばたきセミナー等の広報啓発を行い参加を呼びかけた。	・さまざまな人権問題に係る講演会を実施しており、計画的なテーマ設定による各施設での講演会を行う必要がある。	B	人権推進室
8	高齢者教室	・人権ふれあいセンターで実施する高齢者教室でも、全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	・人権ふれあいセンターで高齢者ディサービスや創作教室等を実施する中で、男女共同参画社会推進に向けた話題提供を行うなど、事業を進めてきた。	・女性の人権をテーマとした事業内容に工夫を凝らし、今後更に学習を進めていく必要がある。	B	人権推進室
8	新成人啓発	・成人式参加者に男女共同参画推進の啓発チラシ配布	・デートDVの啓発資料を配布 約800人	・若い世代への啓発によって、DVの早期対応ができるよう啓発を継続する。	A	人権推進室
8	おしゃべりカフェ	・同世代の働く女性が集まってお茶をしながら気になることについて話したり、情報交換をしたりする中で参加者同士のつながりをつくるとともに、今後の事業展開につなげていく。	・3回実施。 ・参加者同士が仕事やライフプランなどフリーストークによる交流を行った。 ・未婚の男女を対象とした回も実施し、若年層への啓発、意見交流の場となった。	・参加者同士さらにつながりを深め、今後の事業の企画や運営につながるようにしてい。	A	人権推進室
10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	・会館・児童館・教育集会所を中心に、男女平等と人権尊重を基本として、文化祭・各種イベント・学習会・創作教室・啓発講座・交流事業・地域人権サークル活動などの事業に取組んだ。	・人権尊重に関わる取組みのなかで、男女共同参画に焦点化した取組みまでは難しいが、理解を深める啓発は引き続き継続していく。	B	人権推進室
11	働き方の見直しに関するアンケート実施	・はばたきプラン2011の重要項目達成に向けた「働き方の見直しに関する全職員アンケート」の実施	・家庭、仕事、地域それぞれでの男女共同参画の取組を積極的に行い、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を進めるため、職員の働き方の現状を調査した。 ・回収率36%	・調査結果を職員に示し、職場環境の改善や働き方についての啓発資料とした。 ・プランの重要項目である超過勤務の削減や男性の育児休業などの取得促進への参考資料とする。	A	人権推進室
10	男女共同参画人材育成事業	・教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	・専門研修を積極的に受講するなど育成に努め、相談員としてのスキルを向上させている。	・人材育成を継続していく。	B	人権推進室

13	生きがい対策事業	・健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	・給食サービスを実施した堀会館・下六人部会館・南住屋野会館・夕陽が丘教育集会所の4館に1,127食を提供した。 ・レクリエーションゲームや創作・手芸活動・軽体操などで高齢者の健康づくりと交流の促進を図った。	・福祉・教育等を巻き込んだ全庁的な会議を持って、他部局所管の施設等で事業実施を検討する。	A	人権推進室
13	健康相談	・人権ふれあいセンター等において定期的に健康相談を実施。	・地元市民の方を対象に保健師・栄養士による健康相談や健康教室を定期的に実施した。	・行事等を利用し、市民のニーズに合わせ健康相談・健康教室を実施していく。	A	人権推進室
17	事業所調査の実施	・市内事業所の男女共同参画についての取組についてのアンケートを実施し、企業の実態を把握する。	・福知山市商工会議所及び福知山商工会加盟の事業所 1467社を対象とし実施。 ・回収率 20.72%	・調査結果を企業や市民に向けて広報し、ワーク・ライフ・バランスなどの啓発を行った。 ・企業向け講座等で資料を活用していく。 ・回収率が向上するよう、事業の周知に努める。	B	人権推進室
19	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会	・14人定員、外部講師による講習会。24回シリーズ。コンピュータサービス(エクセル)資格3級合格をめざす。	・12人の受講。コンピュータサービス(エクセル)資格3級を12人受験。全員合格。 ・ビジネスマナー講習を実施し、就職活動につながるよう支援した。	・受講終了後半年後のアンケートで、就職した人は1名。講習期間中での就職情報の提供などで意識の向上を図っていく。 ・マザーズジョブカフェ等とも連携していく。	A	人権推進室
19	人権ふれあいセンター等における就職相談	・就職の相談に応じるだけでなく、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	・人権ふれあいセンター職員がハローワークやジョブパーク北部サテライトを訪問し、説明を受けるなど連携を深め、相談対応や情報提供を行った。	・今後も、ジョブパークや府若年者就業支援センター等との連携をより深め、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	B	人権推進室
19	就労支援相談事業	・府のチャレンジ支援事業でキャリアコンサルタントによる就業に向けたセミナー。	・パソコン講習会の受講者を対象として、ビジネスマナー講習会を1回実施。 就職活動始めるにあたっての心構えやマナー、面接の仕方、履歴書の記入の仕方を研修。	・パソコン講習会でのセミナーの位置づけを受講者にしっかり伝え、就職への意識を強めるために今後も実施する。	A	人権推進室
23	はばたき企業啓発事業セミナー	・仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に向けた啓発として市内事業所を対象にセミナーを実施。	・福知山市企業人権教育推進協議会と連携し、事業所の人権研修担当者等を対象に女性の起業、介護と仕事について講演を実施した。参加者は計91人。	・商工会議所などと連携しさらに広く啓発する必要がある。また、広報などにより啓発していく必要もある。	B	人権推進室
25	はばたきフェスティバル	・男女(とも)に地域の絆を深めよう～男女(とも)に気づき希望を持って行動しよう～をテーマに「はばたきフェスティバル」を開催。	・実行委員会による企画、運営において、講演会・期間事業(ワークショップ等)・展示を行った。 ・全体会「男女に地域の絆を深めよう～男女に気づき希望を持って行動しよう～」講師 小崎 恭弘 さん 約197人参加。	・「はばたきフェスティバル」として講演会、期間事業を開催し男女共同参画推進について考える機会となった。2月中に様々な事業を展開する期間事業では、参加対象者を絞ったワークショップや講座を開催したため、男性や若年層の参加につながった。今後の実施方法、参加者の確保、時期等更に検討する必要がある。	B	人権推進室
25	女性団体ネットワーク	・市内の女性団体やグループ相互の交流及び連携を図り、ともに男女共同参画社会をめざした「はばたきプラン2011」の具現化をめざす。	・3回のネットワーク会議を実施。 ・パープルリボン作成し、イベントでDV防止の街頭啓発を行った。また、掲示物を作成し、市役所ロビーで展示した。 ・1回の意見交流会を実施。防災について意見交換を行った。 ・学習会を2回実施。防災やDVについて学習を行った。	・ネットワークの登録団体数を増やすとともに独自の事業や市事業との連携について模索する必要がある。	B	人権推進室

平成24年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
7	市刊行物における表現の 配慮	・広報ふくちやま、市勢要覧、くらしのガイド等を発行している。	・各種刊行物の発行に当たっては、男女共同参画の視点から表現・イラスト等に配慮して作成に努めた。	引き続き男女共同参画の視点から作成、点検する。
10	市職員研修	・年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 ・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講機会の拡大に努める。	・男女共同参画に関する部課内研修の実施(6部署で7回実施) ・新規採用職員採用時研修、半年後研修(各1回) ・京都府女性の船派遣(1名) ・全国市町村アカデミー男女共同参画研修への派遣(1名) ・全国市町村アカデミーの女性リーダー研修への派遣(1名)	今後も各課において人権研修に取り組むとともに、派遣研修も行うことにより人権意識の向上に努めていくようにする。 今後は各職場において参加しやすい状況や女性職員の意識改革等に取り組んでいく必要がある。
5	超過勤務の縮減	・管理職・監督者による適正な超過勤務命令をはじめ、ノー残業デー・ノー残業ウィークの徹底、個々の職員の意識改革、職場風土の改善などを行うとともに、臨時職員によるワーク・シェアリングや部署内の適正な業務配分、部署間も含めた繁忙期の協力体制を推進する。	・ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施及び繁忙期の臨時職員の雇用により、超過勤務の削減を行った。 平成24年度 13.2時間/月 ・超過勤務の縮減に向け、職員の超過勤務の状況を企画会議等で報告するとともに、縮減対策の検討に努めた。 ・職員の適正配置に努めた。	・今後さらに事務の簡素化・合理化に努めていくようにする。
5	次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の 推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用	・現在特定事業主行動計画を作成し、事業主としての取組みを推進するとともに、平成23年8月に改訂した「職員のための子育て支援ハンドブック」により職員への周知・啓発を行った。	
21	審議会等への女性委員 の登用	・行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。2020年度達成目標30%	・別紙のとおり ・女性ゼロ審議会数 8	・公募制度が導入される審議会等もあり、市民の参画を進めている。人材の把握に努める。 ・女性ゼロ審議会が減少できなかった。専門性のあるものなど難しい面がある。
21	各種計画、方針決定等への 市民意見の反映	・パブリックコメント制度を整備し、計画立案時や意志決定時に市民意見を反映できる手法の確立	・市民協働の推進に係る市民との意見交換から、(仮称)福知山市自治基本条例の策定に係る4つの大きなテーマのうちの1つに「男女共同参画」が盛り込まれた。	・市民意識の醸成を進めるための仕組みや取り組みを検討・実施する必要がある。
22	市幹部職員への女性登 用	・女性の管理職登用を進める。 (2020年度達成目標女性職員比率28%)	・管理職391人中、女性の管理職は109人(女性登用率27.9%)となっている。 ※病院医療職含む (H20年度24.7%) (H21年度25.6%) (H22年度26.1%) (H23年度26.8%) (H24年度27.9%)	・今後さらに女性の登用に努めていくようにする。
22	女子の職域拡大、職務分 担の見直し	・性別に関わらない業務分担	・現在性別による職務分担や配置は行っていない。	
22	教職員の女性採用と教 職員管理職への女性登 用	・教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	・新規採用教職員40人中23人女性 ・校長登用 35人中12人女性 ・教頭登用 35人中12人女性	-

資料

審議会等への女性の参画状況調査表

H25年3月31日現在

行政委員会等 (自治法第180条の5)

() 内はH24年3月31日現在

名 称	総数	内女性数	24年度比率	23年度比率
1 教育委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
2 選挙管理委員会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
3 公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4 監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5 農業委員会	38 (38)	2 (2)	5.3%	5.3%
6 固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
計 6	58 (58)	6 (6)	10.3%	10.3%

附属機関 (自治法第202条の3 別表7 関係)

7 防災会議	14 (15)	0 (0)	0.0%	0.0%
8 民生委員推薦会	14 (14)	4 (3)	28.6%	21.4%
9 国民健康保険運営協議会	16 (16)	6 (6)	37.5%	37.5%
10 水防協議会	16 (16)	0 (0)	0.0%	0.0%
11 福知山駅周辺土地地区画整理審議会	10 (10)	0 (0)	0.0%	0.0%
12 河守土地地区画整理審議会	10 (10)	1 (1)	10.0%	10.0%
計 6	80 (81)	11 (10)	13.8%	12.3%

附属機関 (条例で設置されている審議会、協議会等)

13 公民館運営審議会	18 (21)	2 (4)	11.1%	19.0%
14 図書館協議会	12 (12)	6 (7)	50.0%	58.3%
15 青少年問題協議会	23 (23)	2 (3)	8.7%	13.0%
16 都市計画審議会	16 (16)	3 (3)	18.8%	18.8%
17 文化財保護審議会	12 (12)	2 (2)	16.7%	16.7%
18 公設地方卸売市場運営協議会	12 (12)	2 (1)	16.7%	8.3%
19 介護認定審査会	45 (45)	25 (25)	55.6%	55.6%
20 社会教育委員会	7 (10)	3 (3)	42.9%	30.0%
21 スポーツ推進委員会	22 (21)	9 (8)	40.9%	38.1%
22 学校保健衛生対策委員会	14 (14)	7 (7)	50.0%	50.0%
23 特別職報酬等審議会	8 (8)	2 (2)	25.0%	25.0%
24 市営住宅入居者選考委員会	11 (12)	3 (3)	27.3%	25.0%
25 農村計画審議会	21 (22)	5 (5)	23.8%	22.7%
26 予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	0 (0)	0.0%	0.0%
27 明るい選挙推進協議会	61 (64)	9 (9)	14.8%	14.1%
28 環境審議会	13 (13)	2 (2)	15.4%	15.4%
29 交通安全対策会議	10 (10)	1 (1)	10.0%	10.0%
30 高齢者対策協議会	24 (21)	5 (2)	20.8%	9.5%
31 公務災害補償等認定委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
32 公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
33 少年補導センター運営委員会	17 (17)	4 (4)	23.5%	23.5%
34 勤労青少年ホーム運営委員会	10 (10)	2 (3)	20.0%	30.0%
35 休日急患診療所運営委員会	7 (7)	0 (0)	0.0%	0.0%
36 病院事業運営協議会	14 (14)	1 (1)	7.1%	7.1%
37 情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
38 福知山市国民保護協議会	25 (26)	1 (1)	4.0%	3.8%
39 男女共同参画審議会	10 (10)	6 (5)	60.0%	50.0%
40 障害者介護給付費等支給認定審査会	5 (5)	3 (3)	60.0%	60.0%
41 福知山市法令遵守審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
42 福知山市職員分限懲戒等審査会	5 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%
計 30	444 (452)	110 (109)	24.8%	24.1%

附属機関 (条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの)

合計	582 (591)	127 (125)	21.8%	21.2%
----	-----------	-----------	-------	-------

福知山市行政委員会及び付属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会(要綱・規程等で設置されているもの) ()内は平成24年3月31日現在

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市展運営委員会	14	(15)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	
2	福知山市市民憲章推進協議会	21	(23)	6	(7)	28.6%	(30.4%)	2	有	
3	福知山市ごみ端会議	27	(27)	19	(21)	70.4%	(77.8%)	2	有	自治会長の推薦
4	福知山老人ホーム入所判定委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
5	福知山市健康づくり推進協議会	15	(15)	4	(3)	26.7%	(20.0%)	2	有	
6	福知山市献血推進協議会	67	(67)	2	(2)	3.0%	(3.0%)	2	有	
7	人にいちばん近いまちづくり推進会議	11	(11)	5	(4)	45.5%	(36.4%)	1	有	各団体より選出
8	福知山市人権問題協議会	30	(30)	9	(4)	30.0%	(13.3%)	2	有	各団体より選出
9	福知山市公共事業再評価審査委員会	—	(7)	—	(4)	—	(57.1%)	2	有	市長の委嘱
10	福知山市地域包括支援センター運営協議会	10	(11)	5	(5)	50.0%	(45.5%)	3	有	各団体より選出
11	神谷開発委員会	17	(17)	1	(1)	5.9%	(5.9%)	1	有	市長の任命・委嘱
12	福知山市地域自立支援協議会	22	(20)	5	(5)	22.7%	(25.0%)	3	有	団体推薦
13	福知山市高齢者権利擁護地域ネットワーク協議会	22	(22)	7	(7)	31.8%	(31.8%)	2	有	団体推薦
14	福知山市地域公共交通会議	14	(14)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	
15	福知山緑化推進委員会	22	(20)	6	(5)	27.3%	(25.0%)	1	有	推薦
16	福知山市要保護児童対策地域協議会	26	(25)	7	(8)	26.9%	(32.0%)	2	有	推薦
17	福知山市有害鳥獣対策協議会	17	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	推薦
18	福知山市天然ガス自動車普及推進協議会	12	(13)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	国・府運送会社等に依頼
19	福知山市入札監視委員会	3	(3)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	市長が委嘱
20	国民文化祭福知山市実行委員会	—	(32)	—	(3)	—	(9.4%)	1	有	
21	福知山市千年の森づくり協議会	24	(24)	4	(4)	16.7%	(16.7%)	2	有	団体選出
22	福知山市都市計画マスタープラン策定委員会	—	(10)	—	(4)	—	(40.0%)	策定の日まで	有	市長が任命
23	福知山市次世代育成支援行動計画策定懇話会	—	(25)	—	(6)	—	(24.0%)	16か月	有	
24	福知山市地域自立支援協議会障害福祉計画策定委員	—	(4)	—	(2)	—	(50.0%)	10か月	有	市民公募
25	福知山市ガス事業譲渡先選定委員会	—	(5)	—	(0)	—	(0.0%)	未定	有	市長の任命・委嘱
	合 計	379	(455)	80	(95)	21.1%	(20.9%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
26	福知山市都市計画道路網見直し検討委員会	10	—	2	—	20.0%	—	未定	有	市長の委嘱
27	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	13	—	0	—	0.0%	—	H26.3	有	市長の委嘱
28	福知山市公開事業レビュー市民検討委員会	10	—	6	—	60.0%	—	年度末	有	市長の委嘱
	合 計	412	(455)	88	(95)	21.4%	(20.9%)			

2. 職員による内部組織

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市企画会議	20	(17)	1	(1)	5.0%	(5.9%)	—	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	〃
3	福知山市事務改善委員会	20	(20)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	〃
4	福知山市IT推進本部	14	(15)	1	(1)	7.1%	(6.7%)	—	有	〃
5	ふるさと創生検討会議	—	(13)	—	(5)	—	(38.5%)	2	有	庁内推薦
6	福知山市安全衛生委員会	9	(9)	2	(3)	22.2%	(33.3%)	1	有	市長の任命、職員 団体推薦
7	職員表彰審査委員会	7	(8)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
8	職員互助会理事会	13	(13)	3	(3)	23.1%	(23.1%)	2	有	選挙による
9	福知山市健康危機管理対策会議	26	(26)	1	(1)	3.8%	(3.8%)	無期限	有	各所選出
10	保健師連絡会	32	(32)	31	(31)	96.9%	(96.9%)	無期限	無	各所選出
11	福知山市男女共同参画推進会議	21	(24)	7	(7)	33.3%	(29.2%)	—	有	任命
12	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	18	(19)	8	(9)	44.4%	(47.4%)	2	有	各部からの選出
13	福知山市職員人権人材バンク(4期)	22	(22)	4	(6)	18.2%	(27.3%)	1	有	部推薦
14	福知山市人権施策推進本部	20	(22)	1	(1)	5.0%	(4.5%)	—	有	
15	福知山市人権施策推進会議	18	(21)	1	(1)	5.6%	(4.8%)	—	有	
16	職員社会啓発部会	10	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
17	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	2	(2)	28.6%	(28.6%)	2	有	市長の任命または委嘱
18	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(12)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の指名、所 属職員の推薦
19	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
20	福知山市ガス水道部安全衛生委員会	7	(7)	1	(1)	14.3%	(14.3%)	1	有	市長の任命、労働組合 推薦
21	市立福知山市民病院安全衛生委員会	10	(9)	3	(2)	30.0%	(22.2%)	1	有	
22	福知山市自治功労者表彰審査委員会	8	(8)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	副市長・部長・教育 長・市議会推薦
23	福知山市牛海綿状脳症(BSE)等対策協議会	10	(7)	1	(1)	10.0%	(14.3%)	—	有	
24	福知山市牛海綿状脳症(BSE)等対策本部	18	(15)	1	(1)	5.6%	(6.7%)	—	有	
25	福知山市法令遵守推進委員会	15	(16)	1	(1)	6.7%	(6.3%)	2	有	
26	人材育成部会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	庁内充職
27	福知山市建設工事等指名選定員委員会	10	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
28	福知山市物品購入指名選定委員会	10	(10)	1	(1)	10.0%	(10.0%)	1	有	庁内充職
29	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策協議会	10	(7)	1	(1)	10.0%	(14.3%)	—	有	
30	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策本部	18	(15)	1	(1)	5.6%	(6.7%)	—	有	
31	福知山市戸籍謄本等不正取得事象対策本部	22	(22)	1	(1)	4.5%	(4.5%)	—	有	庁内充職
	合 計	439	(451)	73	(81)	16.6%	(18.0%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
	合 計	439	(451)	73	(81)	16.6%	(18.0%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2011 第4章)

課題	項目	現 状 (プラン策定時)	2020年度目標 (H32年度)	H24年度実績	備 考
女性 暴力 人権に 対する 根絶の 重と	相談窓口案内 カードの設置場所	129か所 (H22年度)	200か所	260か所	
働く場・地域における 男女共同参画の推進	男性市職員の 育児休業の取得者数	0人 (H22年12月1日 現在)	10人	1 人	プラン策定時からの累計
	ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた市職員 の残業時間の削減	一人当たり 19.9時間/月 (平成21年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 13.2 時間/月	
	男性市職員の 部分休業の取得者数	0人 (H22年12月1日 現在)	15人	0人	プラン策定時からの累計
の政 場策 参へ・ 画の方 の女針 促性決 進の定	審議会等の女性比率	21.4% (H22年3月31日 現在)	30%	21.8%	
	女性委員のいない 審議会数	7 (H22年3月31日 現在)	4	8	
	市役所の係長級以上の 女性職員比率	26.1% (H22年4月1日 現在)	28.0%	27.9%	

福知山市男女共同参画推進条例
平成 18 年 9 月 27 日
条例第 13 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 17 条）
第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第 18 条—第 21 条）
第 4 章 福知山市男女共同参画審議会（第 22 条）
第 5 章 雑則（第 23 条）
附則
第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

（2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。

（4）事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

（5）教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。

（6）市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。

（7）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（8）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（1）男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。

（2）男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で

発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。
（3）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（4）男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（5）家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。

（6）学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。

（7）男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

（8）男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第 4 条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第 7 条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第 8 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第 22 条第 1 項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（教育及び人材育成）

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等との協働）

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

（財政上の措置）

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（行政委員会等の委員への女性の登用）

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

（推進体制）

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

（拠点施設）

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

（性別による人権侵害の禁止）

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場

において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意事項）

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（苦情等の申出への対応）

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（相談の申出への対応）

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

（福知山市男女共同参画審議会）

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

犯罪被害者等支援条例を施行しました

犯罪の被害にあわれた人やその家族のみなさんは、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的・経済的負担などさまざまな困難に直面します。

本市では、4月1日より「福知山市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪にあわれた人が平穏な生活を取り戻すために、次の支援を行います。

【相談・情報の提供】

犯罪の被害にあわれた人やその家族が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。相談窓口は生活交通課です。

【見舞金の支給】

故意の犯罪行為によって被害者となられた人に対して見舞金を支給します。

▼遺族見舞金

犯罪行為により死亡された人の遺族に対して30万円

▼傷害見舞金

犯罪行為により傷害を受けた人に対して10万円

【住居の提供】

犯罪の被害によりこれまで住んでいた住居に住むことが困難となった場合、一時的な利用のための住居を提供します。

犯罪被害者を支えるために

犯罪の被害を受けた人への支援は、地域社会全体で取り組む必要があります。そのためには、一人ひとりが被害者の置かれている状況を理解し、被害者の視点に立つて考え、行動することが大切です。犯罪の少ない地域社会を目指すとともに、犯罪の被害にあった人たちも安心して暮らせるよう、みんなで支え合ひましょう。

■問い合わせ先／生活交通課（TEL 24・7020・FAX 23・6537）

市長のまちがど日記 3月

～出がけていきます！どこへでも～

3月18日(日)正午

酒呑童子杯争奪第23回大江山女子駅伝大会(大江町総合会館周辺)

30チームが出走した大江山女子駅伝実行委員会主催の大江山女子駅伝でスターターを務めた。

一斉に飛び出すランナーたちに、こうしたイベントを企画、運営し地元と大会を盛り上げていただいた実行委員会の熱い思いを重ね合わせて見ていた。昭和63年に北近畿タンゴ鉄道宮福線開通を記念して始まったこの駅伝大会も、今回が最後。ランナーたちも全力でタスキをつなぎ、有終の美を飾った。

本大会をずっと支え続けてこられた実行委員会をはじめとする大会関係者の皆さんの20年を超えるご努力に敬意と感謝を申し上げる。



※市のホームページ(市長室)で閲覧できます。

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定

配偶者や恋愛関係にある人などからの暴力(「DV」：ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。女性・男性いづれに対しても暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

本市では、平成24年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、暴力に苦しむ被害者や被害者の身近な人たちがDVに気づき、安心して相談し、継続的に適切な支援を受けることができる体制の整備充実を進めます。

また、DV被害者や社会的に弱い立場にある人たちをしっかりと保護・救済し、あらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、市民一人ひとりが日々安心して暮らせるまちづくりを進めます。

策定の趣旨／DVの根絶をめざし「DVの防止」「被害者の保護」「被害者の自立支援」を総合的に推進します。

計画の位置づけ／本計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画として策定し、あわせて「福知山市男女共同参画推進条例」に基づく計画とします。

計画期間／平成24年度～平成28年度の

5年間

策定の視点／

▼暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、広く市民の理解を深め、市民が日々安心して暮らせるまちづくりを進めます。

▼被害者の状況に応じた支援体制の確立

被害者の相談・保護から社会的な自立などの支援を推進します。

▼関係機関などとの連携協力体制の推進

被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、関係機関との連携および情報共有体制をさらに推進します。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク
シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

「DV被害にあっているかもしれないと思う人がいたら相談してください。」
※相談内容は固く守秘します。

■人権推進室男女共同参画係（TEL 24・7022・FAX 23・6537）

DVを知ってください



DVってなに？

DVとは人権侵害であり、

犯罪となる行為です

— DVの被害の深刻化を防ぐためには、
早期の対応が必要で—

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力や威圧的な態度のことです。

これまで、DVは家庭の中のこととして軽視されてきました。しかし、相手が夫婦や交際相手だからといって、暴力を正当化することとは許されません。

あなたの家庭は、

安心してくつろげる場所ですか？

— 次のような行為はDV（ドメスティック・バイオレンス）に見られる一例です—

身体的暴力

夫はカッすると、すぐに手が出る。首を絞められ、意識を失ったこともある。外で髪の毛をつかみ、引きずり回されたり、階段から突き落とされたりした。私と子どもは、夫の機嫌を伺いながら暮らしている。

性的暴力

性行為を強要する。避妊に協力をしてくれない。中絶をするかしないかも夫が勝手に決める。私が拒否すると怒りだすので、逆らわないようにしている。

経済的暴力

夫は自分の趣味にばかりお金をつぎ込み、生活費を渡してくれない。「自分が稼いだお金を好きに使って何が悪い」と言う。私のパート収入と実家からの援助でやりくりをしている。

精神的暴力

「お前はバカだ。女は黙って言うことを聞いていれればいい。」などと言って私を見下し、発言権を与えない。壁に物を投げつけたり、私が大切にしている物を壊す。刃物をちらつかせたり、一緒に乗っている車を暴走させたりして脅す。いつ何とき本当に傷つけられるかわからないので怖い。

社会的暴力

私が親・きょうだい・友人と付き合うことを禁じ、孤立させる。メールの通信記録をチェックするなどして、いちいち私の行動を監視したり、制限したりする。出かける時は、夫の許可がいる。

子どもを巻き込んだ暴力

子どもの目の前で暴力を振るう。子どもに私の悪口を言わせる。「子どもを傷つけるぞ」と脅したり、「子どもを置いてお前だけ出ていけ」と言ったりする。子どもが小さいので、私さえ我慢すればよいのだろうかと悩んでいる。【子どもがDVを目撃することは児童虐待になります】

悩み・苦しんでいるのは、
あなただけではありません

— 内閣府の調査（平成23年11月～12月実施）
によると、左記のとおり、多くの女性が
DVを受けている実態があります—

* 女性の約3人に1人は

配偶者から被害を受けたことがある

* 女性の約10人に1人は

配偶者から何度も暴力を受けている

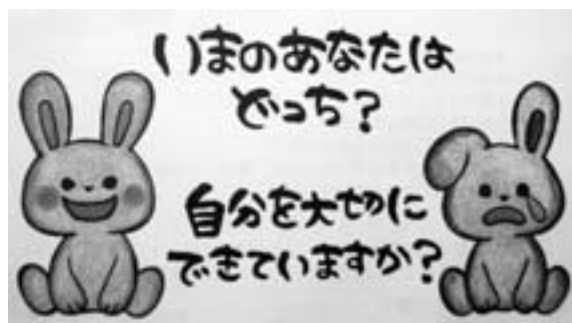
* 女性の約20人に1人は

命の危険を感じたことがある

相談窓口はこちら

* 命に危険がある場合は迷わず110番してください。

人権推進室 平日 8:30~17:15	TEL24-7022 FAX23-6537
京都府北部家庭支援センター 平日 9:00~17:00	DV専用電話 TEL22-9911
福知山警察署 24時間対応	TEL22-0110



被害者の人はもちろん、周りに「DV被害にあっているかもしれない」と思う人がいたら、相談してください。 *** 相談内容や秘密は固く守ります。**

■ 人権推進室 (TEL 24・7022・FAX 23・6537)

DVは、時間がたてばそのうちに解決するというような問題ではありません。1人で悩まないで、相談してください。あなたが、あなたらしい感情を持ち、元の自分を取り戻すには、どういう方法があるのかを一緒に考えましょう。



女性相談

(女性問題カウンセラーによる面談相談)

* 相談は無料・要予約

とき／11月22日(木)
12月13日(木)
1月10日(木)
2月14日(木)
3月7日(木)
3月21日(木)

ところ／
人権推進室(福知山市役所2階)
予約・問い合わせ先／
人権推進室 男女共同参画推進係
(TEL24-7022・FAX23-6537)

はばたきネットワークとは

男女共同参画社会をめざし、地域の中でさまざまな活動をしている女性団体グループです。

はばたきネットワークと人権推進室では、パープルリボンを作成し、配布していますので希望される人は人権推進室までご連絡ください。
* 数には限りがあります。

紫色のリボン「パープルリボン」は、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。パープルリボンを身につけることで、運動の趣旨への賛同を表明することができます。



毎年、11月12日から11月25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。(11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。)この運動期間をきっかけに女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

お得な1日乗車券

一日何度でも
乗降可能！

おとな
小学生以下

1500円

購入日に、まちなか循環路線バスの北ルート・南ルートに何回でも乗降できる乗車券です。まちなか循環路線バスの車内で購入できます。ぜひご利用ください。

シリーズ 人権

男女共同参画社会に向けての事業所アンケート

調査結果をまとめました

福知山市男女共同参画推進条例に基づき、事業所の実態や考え方などを把握して、今後の施策に反映させるため「男女共同参画社会づくりに向けての事業所アンケート調査」を昨年9月に実施しました。

福知山商工会議所、福知山商工会などの協力を得て、304の事業所から回答いただきました。(対象1467事業所、回答率20・72%)

「意欲と能力のある女性は管理職に就いたらよい」が約6割

調査の結果、雇用形態別の女性の就業比率は、「アルバイト・パート」が高く、「派遣従業員」と続き「常雇従業員」が一番低くなっており、あらためて女性の非正規雇用が高い実態が明らかになりました。【図①】

また、約40%の事業所で「女性管理職はいない」と回答されており、意思決定へ参画している女性はまだまだ少ないといわざるを得ません。しかし、約6割の事業所が「意欲

と能力のある女性は管理職に就いたらよい」と回答していることから、男女が共に社会参画を進めるという考え方が定着してきていることがわかります。【図②】

一方で、男女が共に働きやすい環境づくりについては、仕事と家庭を両立させるための制度を整備している事業所は、15%未満にとどまっています。【図③】

また、セクシュアル・ハラスメントの問題に関する取り組みでは、約半数の事業所が、特に何もしていないと回答しており、男女共同参画の考え方が定着してきたものの、取り組みにまでは至っていない事業所が多いという現状がわかります。【図④】

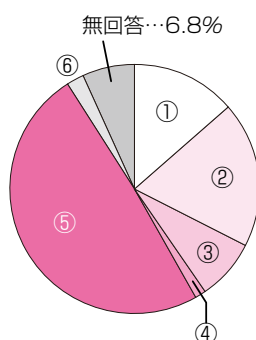
全国的にもいえることですが、本市でも半数以上を従業員数10人以下の単独事業所が占めています。今後の調査を踏まえて、「第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011」に沿って、それぞれの事業規模に合わせ、男女が共に生き生きと働ける雇用環境の実現に向けた取り組みを進めます。

調査にご協力いただきました皆様にお礼申しあげます。

■人権推進室男女共同参画推進係

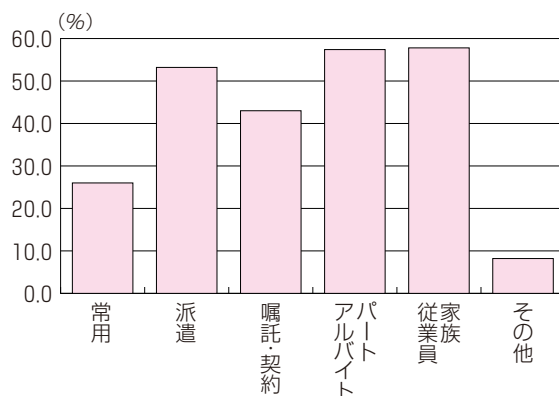
(TEL 24・7022・FAX 23・6537)

【図③】仕事と家庭を両立させるための制度整備

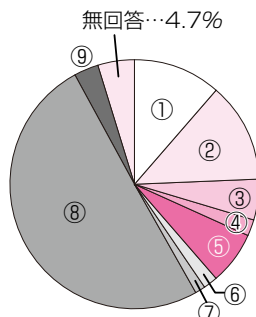


- ① 仕事と家庭を両立させるための制度を整備している…13.6%
- ② 業務に必要な知識や資格取得に係る研修を性別に関係なく実施している…18.9%
- ③ 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定めている…7.9%
- ④ 性別に関する相談窓口を設けている…1.4%
- ⑤ 特に何もしていない…49.1%
- ⑥ その他…2.3%

【図①】雇用形態別の女性の就業比率

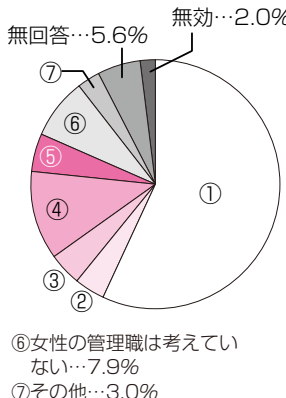


【図④】セクシュアルハラスメント問題への取り組み



- ① セクハラは許さないという方針を立て、周知啓発をしている…11.4%
- ② 就業規則等でセクハラ防止対策措置を規定している…12.9%
- ③ セクハラに関する研修を行っている…5.3%
- ④ セクハラ防止のための組織を設けている…2.1%
- ⑤ セクハラに関する相談窓口を設けている…6.9%
- ⑥ 労使による苦情処理委員会を設けている…1.8%
- ⑦ 実態把握のためのアンケート等調査を行っている…1.6%

【図②】女性の管理職について



- ① 意欲と能力のある女性はほとんど管理職に就いた方がよい…56.9%
- ② 女性の多い職場であれば女性も管理職に就いた方がよい…3.9%
- ③ 女性も管理職に就いた方がよいが、どちらかという管理職は男性がよい…4.3%
- ④ 管理職に就くことのできる経験や能力をそなえた女性が少ない…11.5%
- ⑤ 女性は家事や子育て、介護の負担が大きいため、管理職に就くのは難しい…4.9%
- ⑥ 女性の管理職は考えていない…7.9%
- ⑦ その他…3.0%